

停電対策計画における対策レベルについて

1 重要度に応じた対策レベル

対策レベル	対象施設	対象施設の具体的な内容
レベルA	停電時においても継続的な運転が必要となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の浄水施設 ・上水道の基幹配水施設のうち次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ①基幹A※1のポンプ場 ②送水先に配水池等を有しない基幹B※2のポンプ場
レベルB	停電時においても速やかな復旧が必要となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道の浄水施設 ・配水池等を有する基幹B及びC※3のポンプ場 ・送水先の配水池等の給水人口が概ね5,000人以上のポンプ場
レベルC	停電による断水が発生した場合に給水車等による応急給水が困難な給水人口をもつ施設、または、対策レベルA及びBの施設と連動した運転制御が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・送水先の配水池等の給水人口が概ね1,000人以上のポンプ場 ・送水先の対策レベルがA及びBの配水池
レベルD	その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・対策レベルA～Cを除く、長期的な停電対策を講じる必要のある施設（ポンプ設備、電動弁及び計装設備） ・上記対策レベルA～Cを除く、瞬間的な停電対策を講じる必要のある施設（計装設備）

※1 基幹A…第1次配水池及び水系幹線が接続する配水池

※2 基幹B…配水本管路線が接続する基幹A以外の配水池

※3 基幹C…重要給水施設管路が接続する配水池（基幹A・Bと重複する場合は、基幹A・Bを優先）

2 対策レベルに応じた実施内容

対策レベル	主な実施内容（計装設備系の対策を除く）	
レベルA	自家発電設備による対策	施設の重要度により選定された停電対策が施設用地の問題等により実質的に困難となった場合にあっては、電源車等と商用電力の2回線受電との併用を検討する。
レベルB	発電機（常設）による対策	
レベルC	発電機（非常設）による対策	発電機（非常設）は接続端子・切替回路のみを整備し、発電機を別場所から搬入する対策である。
レベルD	発電機（非常設）による対策 ※ポンプ場に限定	<p>上記に同じ。</p> <p>※レベルDは、施設規模を考慮しポンプ場のみ限定した対策としている。</p>

3 必要とする（実施する）対策レベル

- ・重要度に応じた対策レベル…**施設の重要度に応じた基準となる対策レベル**
- ・必要とする対策レベル…**実際に実施する対策レベル**

※『各施設における取水、導水の複数系統化や電力を使用しない方法での導水が可能な施設』や『バックアップが可能な施設』など、断水のおそれが少ない施設については、重要度に応じた対策レベルによらず施設ごとに対策レベルを判断している。

(1) 浄水施設

施設名		重要度に応じた対策レベル	必要とする（実施する）対策レベル	実施する対策の内容等
1	下平窪取水場	A	C	・無停電電源装置（計装系）⇒取水2系統化
2	平浄水場	A	A	・自家発電設備
3	大滝沈砂池	A	C	・無停電電源装置（計装系）⇒自然流下で導水が可能
4	上野原浄水場	A	A	・自家発電設備 対策済み
5	田部ポンプ場	A	B	・発電機（常設）及び2回線受電⇒計画流量全量ではないが、自然流下で導水が可能（工業用水からも可能）
6	泉浄水場	A	A	・2回線受電及び電源車 ⇒自家発電整備（浄水場更新時）までの暫定措置
7	山玉浄水場取水口	A	なし	・なし⇒取水に影響なし、自然流下で導水が可能
8	山玉浄水場	A	A	・自家発電設備
9	法田ポンプ場	A	B	・電源車及び2回線受電 ⇒浸水想定区域内の施設であるため
10	川前浄水場	B	B	・発電機（常設） 対策済み
11	旅人浄水場	B	B	・発電機（常設）
12	上遠野浄水場	B	B	・発電機（常設）
13	鷹ノ巣浄水場	B	B	・発電機（常設） 対策済み
14	入遠野導水ポンプ場	B	B	・発電機（常設）
15	入遠野浄水場	B	B	・発電機（常設）

(2) 配水施設

施設名		重要度に応じた対策レベル	必要とする（実施する）対策レベル	実施する対策の内容等
1	平ポンプ場	A	B	・発電機（常設）及び2回線受電 ※1
2	志座配水場	A	B	・発電機（常設）及び2回線受電 ※1
3	中央台ポンプ場	B	B	・発電機（常設）
4	神白ポンプ場	B	C	・発電機（非常設） ※1、※2
5	好間ポンプ場	B	C	・電源車及び2回線受電 ※3
6	四倉ポンプ場	B	B	・発電機（常設）
7	菖蒲沢配水場	B	B	・発電機（常設）
8	泉ヶ丘ポンプ場	B	C	・発電機（非常設）及び2回線受電 ※1

※1 施設用地や土地利用状況から自家発電設備の設置スペースの確保が困難なことに加え、停電時においても送水している配水池の貯留水により6時間以上の給水が継続可能であり、発電機による対応でも断水が回避可能である。

※2 大部分が他配水池水系からバックアップ可能であるため。

※3 当該施設は、浸水想定区域内に位置していることを考慮し、発電機の代替えとして移動が容易な電源車による対応とする。